

学校概要

1 学校名 横浜市立宮谷小学校

2 所在地 〒220-0006 横浜市西区宮ヶ谷6-7
TEL:045-311-2468 FAX:045-311-4958
横浜駅～市営バス・相鉄バス ミツ沢グランド方面 浅間下車 徒歩3分
〈学校 Web ページ〉 <http://www.edu.city.yokohama.jp/sch/es/miyagaya/>

3 学区域

- 神奈川区 ミツ沢西町1番、2番
- 西区 北軽井沢、北幸一丁目・二丁目、楠町、浅間町一丁目、南軽井沢、南幸一丁目・二丁目、宮ヶ谷、浅間台(特別調整通学区域)受入校 浅間台小学校
浅間台1番地～124番地・130番地～132番地・134番地～終わりまで
- 保土ヶ谷区 鎌谷町(特別調整通学区域)受入校 浅間台小学校
鎌谷町1～52、61、62、82、87、88、90、103～105 111～142、145、196、
200～209、211～222、230～237、243、244
- 神奈川区 ミツ沢西町1番、2番

4 校舎の概要

鉄筋4階建(給食調理場付設)

- ・普通教室 :28 教室
- ・特別教室 :学校図書館、音楽室、理科室、家庭科室、図工室、視聴覚室、国際教室、多目的教室
- ・その他 :校長室、職員室、保健室、放送室、事務室、用務員室、ホール、ピロティ、屋上プール 等

5 創立 明治41年6月28日

6 児童数及び教職員数(R8年5月1日現在)

【児童数】

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	個別支援	合計
児童数	94	92	111	108	85	107	52	649

【教職員数】

校長	副校長	教諭	養護教諭	事務職員	栄養教諭	用務員	非常勤	校医	薬剤師	合計
1	1	36	1	2	1	2	13	4	1	62

学校教育目標	「自分を見つめ ともに 未来をつくる子」 ○響き合う豊かな学びの中で 自分を見つめ ともに 探究する子(知) ○たくましくしなやかな 心と体を持ち 互いを大切に し ともに けんこうな生き方をつくる子(徳)(体) ○人やまちと関わり合いながら まちに誇りをもち ともに 新しい価値をつくり出す子(公)(開)					
	学校概要	創立 119 周年	学校長 羽山 康和	副校長 鈴木 暁範	2 学期制	一般学級: 23 個別支援学級: 9
児童生徒数:		657 人	主な関係校: 軽井沢中学校			

教育課程全体で 育成を目指す資質・能力	〇〇中 ブロック	小中一貫教育推進ブロックにおける 育成を目指す資質・能力を踏まえた 「9年間で育てる子ども像」と具体的取組
<探究する力> <けんこうな生き方をつくる力> <新しい価値をつくり出す力>	軽井沢中学校 宮谷小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・他社とつながりを築く子ども ・自分で判断し、主体的に行動する子ども ・課題に自ら挑戦し、粘り強く探究する子ども ・児童、生徒の声や意見を反映した学校行事などの実践や成果を共有する。 ・小中相互の授業参観や小中交流を通して学習や児童生徒の理解を深める。 ・PTAや地域を含めた地域行事を通して地域とのつながりを深める。

中期取組目標	○ 子ども一人ひとりの思いを大切に問題解決的な学習過程を重視し、協働的な学びを通して、持続可能な社会の実現に向けて自らの生き方を考える子どもを育てます。
	① 問題解決的な追究過程を大切に、宮谷小で設定する「探究的な本気の姿」を目指して、教育活動の作り方を見直します。 ② 地域、社会に広く材を求めながら生活科、総合的な学習の時間を中心とした探究的な学びを創ります。 ③ 子どものまちへの思いを引き出し、人やまちと関わり合いながら地域・社会を大切に作る気持ちを育てます。 ④ 児童理解を、日々の観察とデータ活用から進め、学びの充実を生かします。

重点取組分野	具体的取組				
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">知</td> <td style="background-color: yellow;">学習指導</td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>スクールマネジメント部</td> </tr> </table>	知	学習指導	担当	スクールマネジメント部	①生活・総合を軸に、自己決定を大切にした教科等の学びを教科横断的に活用できる学習指導の計画をし、自己決定感を大切にしたい学びにする。②学力・学習状況調査から明らかになった記述による思考表現について、教科等の学習で量的に充実させる。③教師と児童が積極的にICTを活用して学習を進める。
知	学習指導				
担当	スクールマネジメント部				
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">徳</td> <td style="background-color: yellow;">道徳教育 人権教育</td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>カリキュラムマネジメント部</td> </tr> </table>	徳	道徳教育 人権教育	担当	カリキュラムマネジメント部	①豊かな心の育成を目指して、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進する。②道徳的な価値を実現できるよう学校と家庭が連携できるよう、全学級の道徳科授業公開を年1回実施する。③挨拶が雑になったり、相手によって態度を変えたり、単なるマナーではなく、子どもが主体となって相手を思いやれる心の交流を目指すようにする。
徳	道徳教育 人権教育				
担当	カリキュラムマネジメント部				
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">体</td> <td style="background-color: yellow;">健康教育</td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>体育部</td> </tr> </table>	体	健康教育	担当	体育部	①児童一人ひとりが健康診断や体力・運動能力調査の分析に基づいて、規則正しい生活を送ろうとする姿勢を育む。②運動する楽しさや喜びを知り、日常生活における適切な体育的活動を実践するとともに、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎が培われるようにする。③子ども主体で計画された運動集会を行い、楽しく体を動かす機会を設定し、日常的に運動に取り組む態度を養う。
体	健康教育				
担当	体育部				
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">公開</td> <td style="background-color: yellow;">創造に向かう学び</td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>カリキュラムマネジメント部</td> </tr> </table>	公開	創造に向かう学び	担当	カリキュラムマネジメント部	①前年度に引き続き、本校の柱とする「生活科」「総合的な学習の時間」を重点的に校内研究に取り組む。②児童が夢や希望をもち、実現したい思いの実現に向けて「できた!」「役に立った!」と思える授業づくりを目指す。そのために、板書や掲示物に焦点を当て、研究を深めるようにする。
公開	創造に向かう学び				
担当	カリキュラムマネジメント部				
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">いじめへの対応</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>リスクマネジメント部</td> </tr> </table>	いじめへの対応		担当	リスクマネジメント部	①いじめについてのとらえを職員で確認する場をもち、積極的な認知、チームでの対応、子どもへの寄り添いを徹底できるようにする。②いじめ防止対策委員会は、定期開催に加え臨時にも実施し、いじめの認知や対応方針・役割の確認や経過確認を丁寧に行い、再発防止に努める。③YPで居心地のよい風土づくりをしたり、SOSを求める方法を知ったりすることができるようにする。④人権委員会、子ども会議等、子ども主体の機会を設定し、子ども自身が未然防止を図れるようにする。
いじめへの対応					
担当	リスクマネジメント部				
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">人材育成・ 組織運営(働き方)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>スクールマネジメント部</td> </tr> </table>	人材育成・ 組織運営(働き方)		担当	スクールマネジメント部	①経験のある教職員だけでなく、全員が組織目標達成に向けて力を発揮できる職場を目指す。そのために、会議のあり方を再考する。③部会で検討、学年研で共有、企画会で意見を出し、職員会議で全体周知の流れを作ること、個人の意見を吸い上げるシステムを作る。②個人裁量で仕事ができる時間の捻出を図る。定時終了まで会議を行い、定時以降に個人の時間となる現状を見直す。
人材育成・ 組織運営(働き方)					
担当	スクールマネジメント部				
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">児童生徒指導</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>リスクマネジメント部</td> </tr> </table>	児童生徒指導		担当	リスクマネジメント部	①「学校のきまり」について、なぜそのきまりがあるのかを子ども自身が考え、納得して行動する機会を増やす。②「YPアセスメント」等を活用し、子どもたちの強みをより一層伸ばすための支援・指導を実践する。③子どもたち一人ひとりにとってよりよい生活、学習の支援のあり方ICTの効果的な活用も含めてチームで対応して探る。
児童生徒指導					
担当	リスクマネジメント部				
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">特別支援教育</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>リスクマネジメント部</td> </tr> </table>	特別支援教育		担当	リスクマネジメント部	①個別支援学級の児童理解を全職員で行い、全職員で支援していくという意識をもつ。②児童一人ひとりが安心して授業に参加できるように、ICTの効果的な活用や学びの場の環境を整えたり工夫したりする。③特別支援教室を設置し、児童の実態や保護者の意向を確認しながら、担任と特別支援教室担当が連携して支援をしていく。
特別支援教育					
担当	リスクマネジメント部				
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">地域学校協働活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>スクールマネジメント部</td> </tr> </table>	地域学校協働活動		担当	スクールマネジメント部	①学校説明会や学校運営協議会において、年間を通じた学校運営の取り組みが説明できるようにする。また、地域や保護者の声をアンケートから受け止め、学校運営の改善に生かす。②学校地域コーディネーター、みやがや応援隊等がどのように学校運営に参画しているかを明らかにし、相互に顔の見える関係づくりを継続する。
地域学校協働活動					
担当	スクールマネジメント部				
<table border="1"> <tr> <td>担当</td> <td>b10</td> </tr> </table>	担当	b10			
担当	b10				

「学校いじめ防止基本方針」の策定について

「いじめ防止対策推進法（以下「法という。」）が平成25年9月28日に施行となり、10月11日には「国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針という。」）」が策定されました。学校には、法に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、「いじめ防止等の対策のための組織」を設置することなどが義務付けられ、本校でも児童の実態や地域の実情に応じた次のような「学校いじめ防止基本方針」を策定し「いじめの防止等の対策のための組織」の設置等、必要な措置について速やかに取り組むこととしました。



宮谷小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定

令和 8年2月27日改定

1. いじめ防止にむけた学校の考え方

【いじめの定義】

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止等に向けての基本理念】

子どもは人と人との関わり合いの中で自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指してのびのびと生活できる。子どもにとっていじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。全職員がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら、学校全体で児童の健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。いじめ防止の基本姿勢として以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない雰囲気作りに努め、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童一人ひとりの自己肯定感、自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめはどのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを早期に発見できるよう体制を強化する。
- (4) 校長のリーダーシップのもと組織的に、保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (5) 教育相談、定期的なアンケート等を通して、児童一人ひとりの状況の把握に努める。
- (6) 解決に向けて、当該への寄り添いも大切にしつつ、健全育成を旨として保護者との連携をしていく。

「いじめ防止対策推進法」では、保護者の責務等も記載しています。

総則 第九条 保護者の責務等

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国・地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

※ネット機器に関わる指導と監督、トラブル解決の責任は保護者にあります。ルールやマナーについての家庭教育をお願いします。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

【いじめ防止対策委員会（定例会）】

<構成員>管理職・教務主任・児童支援専任・養護教諭・各学年主任、特別支援コーディネーター

*学校カウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門職を積極的に加える。参加できない場合においても「必要に応じて、いじめの認知の視点や、いじめを受けた児童の回復状況の確認や支援」について助言を求めることができる。

<運営>

- ・解決困難な事例や学校として共通課題となる事例を取り挙げ、協議する。
- ・月一回の定期的な会議を設定する。
- ・いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に臨時で委員会を開催し、適切に対応する。
- ・校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。
- ・内容については、全職員で共通理解する。

<活動内容>

- ・学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担う。また、いじめの防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関などとの連絡を担う。
- ・区役所、児童相談所と連携して、多面的な視点から支援を実施する。

尚、臨時の場合には以下の委員会を設ける。

【いじめ防止対策委員会（臨時会）】

<構成員>管理職・児童支援専任・担任等できるだけ迅速に集まれるメンバー

*必要に応じて、学校カウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の参加を求める。参加できない場合においても「必要に応じて、いじめの認知の視点や、いじめを受けた児童の回復状況の確認や支援」について助言を求めることができる。

○未然防止・早期発見

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を見守る児童及び保護者に周知
- ・いじめの防止等に係る学校の窓口や相談先の設置
- ・「いじめ対応情報管理システム*」の活用と記録・情報共有
（*学校で発生したいじめの情報を学校と教育委員会が共有・確認できるようにするもの）

○事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対処方法を決定し、実行
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断、時系列に沿った適切な記録・情報共有
- ・いじめを受けた児童及びその保護者への支援、いじめを行った児童への指導・支援及びその保護者への助言等、いじめが起きた集団への働きかけ等を組織的に実施
- ・いじめの背景にも目を向けた関係機関との連携や、事案に応じた警察への相談や通報

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

【① いじめの未然防止】

- 児童一人ひとりがいじめをしない意識を育むことはもちろん、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解できるようにする。また、いじめ防止について子どもの意見や思いを聞き、反映に努める。
 - ・児童の主体的な取組への支援。（人権委員会の取組、あいさつ運動 横浜子ども会議等）
 - ・他者との違いを理解し、様々な価値観を尊重できるような授業づくり、集団づくりの取組。
 - ・人権尊重の精神を基盤とする教育、道徳教育及び体験活動などの充実。
 - ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用。
 - ・SNSの適切な利用など情報モラル教育の推進。
 - ・いじめの定義理解を含む教職員への継続的な研修の実施。
 - ・一人一台端末やすぐー等を活用した定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーン、毎朝の健康観察等の実施。
 - ・なかよし活動や日々の学級活動を充実させ、他学年や学級の友だちと認め合い、支え合う関係の構築
 - ・学校教育目標「自分を見つめ ともに 未来をつくる子」の具現に向けて、主体性・規範意識の醸成やより良い生き方をつくろうとする児童、自他を認め合える児童の育成。

【② いじめの早期発見】

- ・いじめを見逃さない体制づくり（チーム学年経営・担任制、情報共有の推進等）
- ・担任に限らず、児童支援専任、養護教諭、SC、SSWなど話しやすい教職員等への相談が可能であることの周知。
- ・いじめの定義理解を含む、教職員への研修。
- ・SCやSSWと連携した定期的な教育相談の実施。
- ・保護者、地域関係機関と連携した、インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育に関する積極的な啓発。
- ・地域における、学校や家庭では見られない子ども同士の人間関係の見守りなどを通じて、把握したことについて学校などに情報提供するような連携体制の構築。
- ・いじめに関するアンケートを年2回（5月に記名式、12月に無記名式）実施。
- ・学校生活に関するアンケートを年2回（6月、1月）実施。児童の悩みや人間関係を把握。解決すべき問題については複数の教師で共有し、対応。また、アンケートをもとに児童の教育相談を実施。
- ・年2回（4月、9月、12月（希望制））の保護者との教育相談を実施。保護者と児童の様子について共有。

【③ いじめに対する措置】

- ・いじめ（「疑い」を含む）の発見・通報を受けた場合には、いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。
- ・いじめ対応情報管理システムなどを活用した記録・情報共有・対応方針の決定
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に寄り添った対応
- ・いじめが解消（*）に至るまでの支援内容や教職員の役割分担
- （*）解消は、少なくとも2つの要件が満たされていること。
 - ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
- ・いじめを行った児童への指導・支援や保護者への対応等、組織的な再発防止策
- ・事案に応じた警察への相談または通報

- ・いじめが起きた集団への働きかけによる、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる集団づくりのための指導
- ・当該児童、保護者に対しての支援、関係児童、保護者に対しての指導と支援については、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で適切、継続的に行う。
- ・重大な状況、または犯罪行為にあたりと予想される場合やそれらが認められる場合は、教育委員会及び警察署等関係機関と連携して対応していく。

【④ 教職員等への研修】

- ・教職員に対し、いじめの定義理解、未然防止、対応等に関する研修、人権研修、児童理解研修を年間計画に位置付け、実施する。

【⑤ 学校運営協議会等の活用】

- ・いじめ防止の取り組みの概要は、個人情報等を配慮したうえで、「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、学校が抱える課題を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

【⑥ 取組の年間計画】

月	取組内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童引継ぎ ・年間計画と重点指導内容の確認 ・方針の説明(職員・児童・保護者) ・いじめの定義研修 ・児童理解研修 ・保護者個人面談 ①
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・方針の説明(地域) ・子どもの社会的スキル横浜プログラム「だれにとっても居心地のよい学級づくり」実施 ・いじめ防止アンケート(記名式)、 ・児童教育相談
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・YPアセスメント実施①(アンケート)、支援検討会 ・児童理解研修 ・子どもの社会的スキル横浜プログラム「SOSの出し方」実施
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内人権研修 ・横浜子ども会議(西区内での話し合い)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者教育相談②
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解研修
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・自校の取組を実施(横浜子ども会議をうけ、児童人権委員会を中心とした取組)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間 ・いじめ防止月間 ・いじめ解決一斉キャンペーンの実施 ・児童教育相談 ・保護者教育相談③(希望制)
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・YPアセスメント実施②(アンケート)、支援検討会
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの社会的スキル横浜プログラムの実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・方針改定 ・方針 HP 掲載
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・年間振り返り ・新年度への引継ぎ
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止対策委員会定例会(月1回以上、随時) ・校内いじめ防止対策委員会臨時会 ・児童理解会議(毎月 職員会議日) ・家庭・地域での子ども同士の間関係の見守りなどを通じて、把握したことについて学校などに情報提供するような連携体制の発信(毎月)

4. 重大事態への対処

【重大事態の定義】

- ・いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

【発生の報告】

- ・学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

【調査の進め方と結果の提供および報告】

- ・学校主体調査は概ね3か月以内に終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について児童及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

- ・学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。(PDCAサイクル)

平成26年3月31日策定
 令和6年3月31日改訂
 令和7年3月31日改訂
 令和8年2月27日改訂

- 参考資料：(1) 「横浜市いじめ防止基本方針」(令和7年5月改定)
 (2) 「横浜市いじめ防止基本方針」(概要版)
 (3) 「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学省 平成29年3月14日改定)
 (4) 「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省 令和6年8月改訂版)

保護者の皆様

子どもの安全を最優先するために

～児童虐待に関する学校の通告義務についてのご理解、ご協力のお願い～

文部科学省によれば、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず発生しています。

児童虐待は社会全体で解決すべき深刻な問題となっています。

法律では、学校は、児童虐待の早期発見につとめなければならないこと、そして児童虐待と思われる事案が発生した場合は、子どもの安全のために「守秘義務」に優先して速やかに「通告する義務」が定められています。

また、「横浜市子供を虐待から守る条例」では、市、市民、保護者及び関係機関等それぞれの責務を示し、社会全体で子どもを虐待から守るよう定めています。

保護者の皆様におかれましては、子どもの安全を守るため、学校の児童虐待発見、通告へのご理解、また、保護者、学校が連携して子どもの安全を見守る体制づくりへのご協力をお願いいたします。

令和8年 横浜市教育委員会

児童虐待防止法等に関する法律

第5条（児童虐待の早期発見努力義務）

学校、児童福祉施設、病院その他の児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に勤めなければならない

第6条（児童虐待に係る通告義務）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない

ほごしゃ みなさま
保護者の皆様

こ あんぜん さいゆうせん 子どもの安全を最優先するために

じどうぎやくたい かん がっこう つうこくぎ む りかい きょうりよく ねが
～児童虐待に関する学校の通告義務についてのご理解、ご協力をお願い～

もんぶかがくしょう によれば、じどうぎやくたい かん そうだんたいおうけんすう いぜん そうか
文部科学省によれば、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加
けいこう 傾向にあり、とく こ せいめい うば じゅうだい じけん あと た
特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず
はっせい
発生しています。

じどうぎやくたい しゃかいぜんたい かいけつ しんこく もんだい
児童虐待は社会全体で解決すべき深刻な問題となっています。

ほうりつ がっこう じどうぎやくたい そうきはっけん
法律では、学校は、児童虐待の早期発見につとめなければならないこと、
そして児童虐待と思われる事案が発生した場合は、子どもの安全のために
「守秘義務」に優先して速やかに「通告する義務」が定められています。

よこはましこども ぎやくたい まも じょうれい し しみん ほごしゃおよ
また、「横浜市子供を虐待から守る条例」では、市、市民、保護者及び
かんけいきかんとう せきむ しめ しゃかいぜんたい こ ぎやくたい まも
関係機関等それぞれの責務を示し、社会全体で子どもを虐待から守るよう
さだ
定めています。

ほごしゃ みなさま こ あんぜん まも がっこう じどう
保護者の皆様におかれましては、子どもの安全を守るため、学校の児童
ぎやくたいはっけん つうこく りかい ほごしゃ がっこう れんけい こ あんぜん
虐待発見、通告へのご理解、また、保護者、学校が連携して子どもの安全
みまも たいせい きょうりよく ねが
を見守る体制づくりへのご協力をお願いいたします。

令和8年 よこはましきょういくいんかい
横浜市教育委員会

じどうぎやくたいぼうしほうとう かん ほうりつ 児童虐待防止法等に関する法律

だい じょう じどうぎやくたい そうきはっけんどりよくぎ む 第5条 (児童虐待の早期発見努力義務)

がっこう じどうふくしせつ びょういん た じどう ふくし ぎょうむじょうかんけい だんたいおよ がっこう きょうしよくいん じどうふくしせつ
学校、児童福祉施設、病院その他の児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設
の職員、医師、保健師、弁護士その他児童福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあ
ることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない

だい じょう じどうぎやくたい かか つうこくぎ む 第6条 (児童虐待に係る通告義務)

じどうぎやくたい う おも じどう はっけん もの すみ しちょうそん とどうふけん せっち ふくしじむしょ
児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所
若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告
しなければならない

おとな かた
大人の方へ

こ ぶんぜん まも
子どもの安全を守るために

がっこう ぎゃくたい かのうせい とき
学校は、虐待の可能性がある時は
くやくしよ じどうそうだんしよなど かなら つた
区役所や児童相談所等に必ず伝えます

よこはまし
横浜市では、みんなで子どもを虐待（暴力や食事をあげない等）から必
ずまも
守ります。

ぎゃくたい
虐待されているかもしれない子どもを見つけたとき、がっこう かなら
学校は必ず、すぐに区
やくしよ じどうそうだんしよなど つた
役所や児童相談所等に伝えます。これはくに ほうりつ
国の法律です。

れいわ ねん (2026年)
令和8年 (2026年)

よこはましきょういくいいんかい
横浜市教育委員会

国の法律 児童虐待の防止等に関する法律

第5条 (児童虐待の早期発見努力義務)

第6条 (児童虐待に係る通告義務)

子ども同士による金銭の授受をしないために

～ご家庭でのご理解、ご協力のお願い～

子どもは学校生活など、日々のかかわりの中で様々な経験を通してお互いを認め合い、成長していきます。その中で、今もなお、地域や商業施設等で過ごす際に金銭の授受でトラブルになり、結果的に大きな問題に発展したり、事件に巻き込まれたりする事案が少なからず見られます。

金銭授受はたとえ仲の良い関係であっても行わない方が良い行為です。最初は少額と思っていたものが、いつのまにか大きな金額に膨れ上がり、取り返しがつかなくなることもあります。最近では、ネットゲーム(課金)などにより、金銭感覚が麻痺して、事実が把握しにくくなる危険性もあります。

金銭授受が行われる背景には、金銭を持ち出せる環境や、子どもの金銭感覚、規範意識の問題やいじめの問題が潜んでいる場合もあります。事案によっては、民事や刑事事件に発展することもあります。

このことから、子どもの金銭授受については、「行ってはいけない行為」として学校では指導いたしますので、ご理解いただき、ご家庭でもご指導をお願いいたします。

また、状況によっては、警察や児童相談所などの関係機関と連携して子どもの健全育成や再発防止に向けて取り組んでまいりますので、あわせてご理解ご協力をお願いいたします。

れいわ ねん よこはましきょういくいいんかい
令和8年 横浜市教育委員会

かんれんほうぎ 関連法規

けいほうだい じょう きょうはくざい 刑法第222条(脅迫罪)

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

けいほうだい じょう きょうはくざい 刑法第223条(強要罪)

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

けいほうだい じょう きょうはくざい 刑法第249条(恐喝罪)

人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

子ども同士のお金のやり取りは 「やってほいけななな」です。

お金のやり取りは、
たとえ少額であって
もよくないよね！

ネットゲームでの課金
も、お金のやり取りと同
じだよ！

財布忘れちゃった！友だちに
ジュース代借りちゃおう！

今日は僕のもってきた
お金で遊ぼうよ！

□はじめは少額が、知らず知らずに高額に！

□お金を要求することは刑事事件になることも！

□お金の貸し借りは「いじめ」につながる可能性あり！

※金銭授受は **脅迫罪** **強要罪** **恐喝罪** にあたる可能性があります。

※学校では、必要に応じて警察等、関係機関と連携して指導を行います。

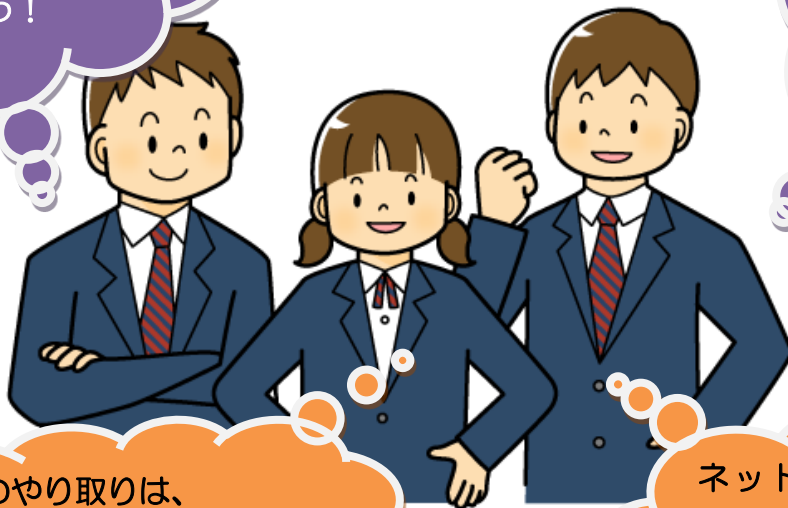
いやなことや心配事があったら、すぐ大人に
相談して安心できる学校生活を送ろう！

※課金：アプリゲーム等のプレイ料金やゲーム内アイテム等の料金を支払うこと

子ども同士の お金のやり取りは 「行ってはいけない行為」です！

財布忘れちゃった！
今日もジュース代
借りちゃおう！

今日は俺のお
ごりで遊ぼう
よ！
(家から持って
きた)



お金のやり取りは、
たとえ少額であっても
よくないよね！

ネットゲームでの課
金も、お金のやり取り
と同じだよ！

- はじめは少額が、知らず知らずに高額に！
- 金銭の要求行為は、刑事事件になることも！
- 金銭の貸し借りは「いじめ」につながる可能性あり！

※金銭授受は **脅迫罪** **強要罪** **恐喝罪** にあたる可能性があります。

※学校では、必要に応じて警察等、関係機関と連携して指導を行います。

**いやなことや心配事があったら、すぐ大人に
相談して安心できる学校生活を送ろう！**

こども同士の お金のやり取りは

お小遣いピンチなの。
ちょっとでいいから
お金貸して。



※課金して、もっとアイテムを手
に入れようよ。



のだ、乾いちゃった。
ジュースおごって。



私が持ってきた
お金で遊ぼうよ。



いつも、みんなと楽しく過ごすために、どうしたらいいかな？

※課金：アプリゲーム等のプレイ料金やゲーム内アイテム等の料金を支払うこと

保護者の皆様

公共物等破損にかかる指導へのご理解とご協力をお願い

～子どもたちの「心豊かな成長」を願って(器物損壊プログラムの実施)～

I ねらい

教育指導の一環として、子どもたちの公共物を大切にする心を育て、自らの行為に対する責任の自覚させることを目的とします。

児童生徒による公共物等破損の発生件数（市立小・中・高等学校）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発生件数	617件	580件	618件	662件	792件

「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果より

II お願い

- 学校と連携し、児童生徒が社会的な意味を実感できるよう協働して指導場面を工夫することにご協力ください。
- 自己責任を自覚できるよう、補修活動や謝罪などの指導についてのご理解とご協力をお願いします。

III 器物損壊プログラムについて

学校では、児童生徒が学校の窓ガラスやドアなどの公共物等を故意（わざと）、または故意に近い状況で破損した場合に、自らの行為に対する責任を自覚し、豊かな社会性を身に付けられるよう、以下のように器物損壊指導プログラムを実施いたします。

- 行為者の特定や行為の理由など、事実をできる限り正確に把握する。
- 行為者の心情や人間関係、教育指導上の個別課題や背景を十分把握して指導を行う。
- 行為者に自らが行った行為の意味を見つめさせ、その心情を整理して、反省の態度（気持ち）を醸成する。
- 行為により影響を受ける人々やその生活、安全な校内生活の維持に努めている人々の姿、教育のために整えられた公共財産であること等に目を向けさせ、社会性の育成に向けて指導する。
- 自らの行為の責任について自覚を促し、できうる限り、影響を受けた人々や生活が旧に復するよう努力することが大切であることを指導する。
- その理解に立って、関係者への謝罪、破損場所の清掃や壊れた器物の補修、他のボランティア活動等によって自らの責任を示し、反省の心情を行動につなぐことができるように指導する。
- 保護者と連携を図り、児童生徒が社会的な意味を実感できるよう協働して指導場面を工夫する。
- 補修活動や謝罪など、自己責任を自覚した行動を評価し、新たな気持ちで快活な学校生活を送れるよう励まして指導を終了する。

※行為者が特定できない場合や行為が悪質で繰り返される場合など、警察に被害届を提出することも視野に入れて対応する。

令和8年 横浜市教育委員会

子どもの「心」を 育んでこそ 安心・安全な スマホ・SNS利用

SNSなどスマホを使ったコミュニケーションも人と人との関わりです。

現代の子どもは、生まれながらにインターネットがある社会で生活しています。このような社会で、子どもは安心して生活し、心身ともに健やかに育ち、そして社会の一員として参画していかなければなりません。

子どもが安心して、様々な経験を積み重ねていくために、私たち大人がどのように見守っていけばよいかを一緒に学びましょう。

※SNSとはソーシャルネットワーキングサービスの略で、コミュニティ型の会員制のウェブサイトのことです。



コミュニケーションとは

コミュニケーションの語源には、「共有して分かち合う」という意味があります。社会の中でコミュニケーションが取れないと、やがて生きづらくなり孤立してしまう可能性があります。

独りで自立はできません。自立は人との繋がりができて、頼れるところが増えることでもあります。人との繋がりをもち、関係性を築いていくにはコミュニケーションがとても大切です。

コミュニケーション能力は会話力ではありません。どのようにして相手の気持ちを受け止め、共有し、分かち合うことができるかが大切です。



絆(きずな+ほだし)

インターネットは繋がるための道具に過ぎません。大切なことは、信頼関係に基づく人間関係の構築です。

「絆」は「きずな」とも「ほだし」とも読みます。「きずな」とは「人と人との断つことのできないつながり。離れがたい結びつき。」のことであり、「ほだし」とは「人の心や行動の自由を縛るもの。自由を妨げるもの。」という意味です。

人と人との繋がる上では、心地よい繋がりに加えて、時には行動を制限され煩わしく感じられる関係があるからこそお互い様の関係が生まれ、心からの信頼関係になります。



子どもに伝えてください



- ① 相手の許可を得ずに、写真や動画を撮影してはいけません。
- ② 一度ネット上に発信したものは、完全に消すことができません。
- ③ ネット上での誹謗中傷(相手の悪口を書き込むなど)は決して許されない行為です。

※ 脅迫罪や名誉毀損罪、侮辱罪などの犯罪行為に該当する場合があります。



子どもを守るために保護者としてどうしますか？

Q1

持たせる前に読んでください

子どもにスマホやゲームが欲しいと言われたらどうすれば良いですか。

Answer

思春期に向かうにつれ、子どもは友達との繋がりを大切にするようになり、その手段にスマートフォンやゲーム機が含まれます。インターネットも空間なので、子どもが一人で外に出かけることと同様に、大人が見守る必要があります。ただ、目に見えにくい空間なので、安心フィルターなどのセキュリティサービスを活用し、見守る心構えが必要です。

スマートフォンを持たせる前に、なぜ子どもの生活にスマートフォンが必要なのか、どのように使いたいかを親子で考えて、ルール作りを試みましょう。

Q2

スマホを持たせると勉強をしなくなるのではないですか。

Answer

目の前にゲームやスマートフォンを使える環境があれば、状況によって長時間利用に繋がりと、生活リズムが乱れ、勉強に支障をきたすかもしれません。

家庭内でルールを確認することはもちろん必要ですが、スマホの長時間利用の背景には、勉強や友達関係など、何か原因が隠されている場合があります。

子どもにとって、勉強が苦手になることや先生や友達とうまくいけなくなることは何よりの苦痛です。その苦痛を緩和するには、困りごとに寄り添い、悩みを共有し、一緒に解決することが大切です。



**小・中学校への
スマートフォン等の
持ち込みは原則禁止
となっています。**

Q3

持たせるときに読んでください

スマホや携帯電話の購入時にやっておくべきことは何ですか。

Answer

子どもとしっかり話し合うことです。次の3つを中心に具体的に話し合うことが必要です。

- ① 購入する目的
- ② フィルタリングアプリの導入やインストール、使用時間制限等の設定の必要性
- ③ 家庭でのルールづくり（裏面参照）



Q4

フィルタリングはどのように設定するのですか。

Answer

- ① スマートフォンの場合は、フィルタリングアプリを導入し、他のアプリの起動制限、インストール制限、使用時間制限等を行うことが望ましく、各設定が必要です。
- ② 携帯電話の場合は、購入時に販売店等で申し込んでください。
フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）については、下記でご検索ください。

総務省フィルタリングをご存じですか

検索

Q5

「フィルタリングを外して」「見たいサイトが見られない」と言われた場合、フィルタリングを外してもいいですか。

Answer

フィルタリングを外すことは、子どもをインターネット上での危険にさらすこととなります。「見たいサイトが見られない」といった場合には、「なぜそのサイトがフィルタリングの対象なのか」「そのサイトを見る必要があるのか」などを十分確認してください。必要な場合には、そのサイトだけをフィルタリングの対象から外すことができます。

各設定方法が不明の場合には、販売店等に相談することが有効です。

Q6

困ったときに読んでください

無料通話アプリでの、誹謗中傷の書き込みなどがあった場合はどうすればいいですか。

Answer

無料通話アプリ等での書き込みは、当事者間で削除をすることが基本です。それは、グループ内の特定の人だけでのやりとりとなるため、他の人には分からないという特性があるからです。場合によっては、保護者の責任のもと、関係者に連絡したり、書き込まれた内容を削除させたりしなければなりません。また、誹謗中傷の書き込みや不適切な画像の送付等があった場合には、削除せずに警察を含む関係機関に相談してください。

子どもが情報発信に対する責任の重みを理解して、行動できることが必要です。

Q7

無料通話アプリやコミュニティーサイトなどでの書き込み等、インターネット上で情報発信するときに必要なことは何ですか。

Answer

ウソ・デマ・未確認情報などを含めて、子どもが発信する情報の責任は、本人だけでなく最終的には保護者にあることをふまえ、普段から情報の扱いについて具体的に話し合うことが大切です。

子どもが情報発信する際には、その情報について、

- ① 自分で責任がもてるか。
- ② 相手に迷惑をかけることはないか。

などを自覚して行動することが必要です。

だれかを誹謗中傷する内容や個人が特定される可能性がある内容は、決して発信してはいけません。

Q8

コミュニティーサイトなどで、悪口やいやなことを書かれたり、許可無く画像などを載せられたりした場合はどうすればいいですか。

Answer

本人・保護者が削除依頼をします。削除依頼先は次の通りです。

- ① 掲示板管理者、ブログの作成者、書き込みや画像を載せた本人等（サイト管理者、サービス提供者含む）
- ② プロバイダ



Q9

ゲームやSNSで繋がった人に会いたいと言われた場合どうすれば良いですか。

Answer

共通の趣味の相手であっても会ったことがない人と会うことは、危険と考える必要があります。ただし、頭ごなしに否定するだけでは、内緒でおおうとするかもしれません。

SNSやチャットなどで相手の方に連絡を取り、保護者が直接話したり、待ち合わせ場所で保護者同士が面識をもったりするなどの手段があるとお互いに安心できます。犯罪に巻き込まれる可能性もふまえた行動が必要です。

危険! 闇バイト・オンラインカジノ
巻き込まれそうになったら、迷わず警察に相談!
#9110 (警察相談ダイヤル)

子どもを守る主体は「保護者」。

スマートフォンや携帯電話等は「保護者」が購入して、子どもに貸与するものです。フィルタリングアプリの設定やアプリの起動・インストール等の制限を行うのは「保護者」です。

保護者も守られています。独りで抱え込まないでお話を聞かせてください。

子どものインターネット(スマホ)デビューも子育ての大事なイベントです。子どもの方が知識や操作方法の習得スピードが速いのは当然あり得ることで、知らない間にトラブルが起きてしまう心配もあります。

子どものスマホ利用を含めて、子育てに悩んだら、ぜひ相談機関を頼ってください。保護者も子どもと同じように守られていますので、困ったり悩んだりしたら、独りで抱え込まずに、ぜひ次の機関に相談してください。

子育てに関する相談窓口



◀「相談窓口リーフレット」はこちら



子どもとルールづくりをしましょう

子どもが大人に相談し、大人同士が相談しあう相談のリレーが子どもを救います。



「夜9時以降はSNSは利用しない」と決めてからスマホを気にしなくてすむようになった!



「相談してくれたことを褒めよう」という気持ちで子どもと向かい合ったら、お互いの関係がよくなった!!

スマホ・SNS利用ルール例

- 夜〇時以降の SNSはやめる。
- 保護者のいるところで使う。
- 困ったら保護者などに相談する。
- 一日〇時間以上は使わない。
- 食事の時間は使わない。
- 気持ちは直接対面して伝える。

- ★ ルールづくりは子どもを守るためのものです。
- ★ なぜそのルールが必要なのか、どんな問題を防ごうとしているのかを、子どもの成長に合わせて定期的に話し合うことが大切です。

スマホ・SNS利用3か条

1

2

3



最も大切なのは、子どもの「心」を育むことです



コミュニケーションは気持ちを分かち合い共有することです。SNSでの繋がりもリアルな繋がりも基本は同じです。スマホ・SNSの向こう側には人がいることを意識しましょう。長時間のスマホ・SNS使用の背景には、子どものさびしさがあるかもしれません。

人と人が向き合って話をする大切さは今も昔も変わりません。

人と人とのあたたかい繋がりができてこそ、インターネット機器が有効に使われます。



教育委員会事務局 教育総合相談センター 電話相談窓口のご案内

一般教育相談

小中学生のお子さん(市内在住または在学)を対象として、不登校や友人関係の困りごと等についての電話相談を行っています。

月～金 9:00～17:00

※祝日、年末年始等を除く

☎ 045-624-9414

24時間子どもSOSダイヤル

いじめを受けたり見かけたりしたときや、様々な悩みごとなど、一人で抱えずにご相談ください。

365日 24時間

☎ 0120-0-78310

学校生活あんしんダイヤル

学校に相談しにくい悩みは、一人で悩まず、ご相談ください。社会福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーと一緒に考えます。

「学校生活あんしんダイヤル」
はこちら



学校から渡される iPad は、みなさんの学習に役立つ便利な「文房具」です。上手に使うために、守ってほしいこと、知っておくことがあります。約束を守って、安全・安心で楽しい学習にしていきましょう。

<目的>

- 自分の得意なことや苦手なことを知り、自分に合った内容に取り組むこと。
- 自分に合った課題を見つけ、解決すること。

<使用する場面>

- 学校の授業や活動
- 家庭での学習
- 先生と相談した授業以外の場面



<学校で使う場合>

- iPad は学習のための文房具です。自分の遊びのために使いません。
- iPad は保管庫から出したら、iPad 袋に入れておきます。
- 移動教室で使う時は、落とさないように iPad 袋に入れて運びます。
- 写真や動画をとる場合は、必ず許可を取ります。また、関係のない人の顔や名前が入らないように気をつけます。



<保管や管理について>

- 下校する時は、iPad 袋に入れランドセルにしまいます。
- 帰宅するまで iPad は取り出しません。
- iPad は卒業、転校するまで自分で管理します。学校の iPad を借りていることを忘れず、大切に使います。

<健康のために>

- iPad を使用する時は、正しい姿勢で使います。
- 30分に一度は遠くの景色を見る、休けいするなど、目を休ませます。また、画面の明るさを調節して、目が疲れないようにしてもいいです。

○こわれたときについて

- iPad は大切に使います。こわれたり、失くしたりした時は、すぐにおうちの人や先生に教えます。

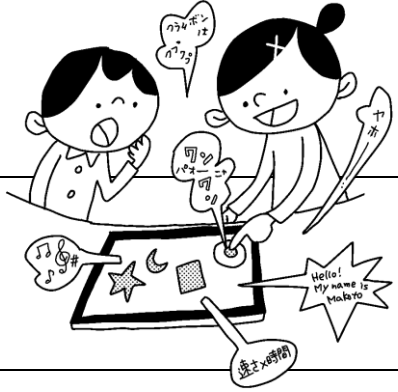
<安全に使うために> ※守れない場合は、iPad を預かります

- 学習に関係のないことを検索しません。あやしいサイトに入ってしまった時は、画面をとじ、先生に伝えます。(みなさんが見たり調べたりしたことは取り消しできないようになっています。また、どのように使っているか調べることもできます。)
- AirDrop などの無線通信を使う必要がある時は、先生の許可をもらってから使います。知らない人や友達から、学習に関係ないことや送られて困るようなことがあれば、先生やおうちの人に知らせます。
- 友達が使う iPad を勝手にさわったり、使ったりしてはいけません。
- アカウントやパスワードは、人に教えたり、変えたりしません。パスコードも変えません。
- 自分の住所や電話番号、家族や友達の名前など、個人情報インターネットに書きこみません。
- 先生やおうちの人と確認していない場面での撮影・録画・録音はしてはいけません。
- 自分や他人を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを書きこんだり、メッセージを送ったりすることは絶対にしません。
- iPad 袋に入れて移動します。
- 人やものを撮影する場合は必ず許可を取ります。

○キーボードについて

- キーボードカバーは学校から借りているものを使います。壊れた時は、担任の先生に相談してください。

これからの一日の様子

場面	動き・使い方	ポイント
登校後	ランドセルから取り出し、iPad 袋を机の横にかけます。 L-gate で健康観察をします。	両手でかかえて運びましょう。
朝の会	ロイロ、あるいは Google Class room を開くことがあります。	先生からの連絡があるかたしかめ ましょう。
授業 (教室)	iPad 袋に入れておきます。 特に高学年では「調べて当たり前」「しりょうを見て当たり前」「自 分の考えを書いて当たり前」「グループでいっしょに編集して当 たり前」になります。 共有ノートは授業中に先生がいるときのみ使用することができます。	机から落ちないように、気をつけま しょう。 
休み 時間	iPad は、あくまでも学習用具です。 休み時間に iPad は使いません。 ★委員会・係などでどうしても使用する場合には、担当や担任の先 生の前でのみ使用することができます。	
授業 (特別教室)	<u>教室を移動するときは、iPad 袋に入れて運びましょう。</u> 体育館ではステージの上に置きます。 屋外では地面に置きません。	
委員会 クラブ など	委員会やクラブに持って行きましょう。下校する時は必ず iPad 袋 に入れ、おうちに帰るまでランドセルから出しません。	委員会で決められた使い方 で、iPad を使って活動しましょ う。
下校時	iPad を持ち帰る時は、必ず iPad 袋に入れ、おうちに帰るま でランドセルから出しません。	学校やおうちのルールを守って、 大切に使いましょう。
下校後	宿題でのみ使用可能	必ず充電をしましょう。

保護者の皆様

GIGA 端末とその付属品の

破損・故障等の対応についてのお願い

横浜市教育委員会より整備された1人1台端末(GIGA 端末)について、様々な学習場面で積極的に活用を進めています。学校では適切な指導のもと大切に利用しておりますが、破損・故障等が発生するリスクも想定されます。

「横浜市立学校における新教育情報ネットワーク等端末利用ルール」「GIGA 端末及び周辺機器等にかかる弁済処理実施要領」をもとにご家庭等で負担いただく場合もありますので、下記の通りご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、付属品とは端末に付属している又はセットで貸与された電源アダプタ及びケーブル、カバー等を指します。

※GIGA 端末:「横浜市における GIGA スクール構想」等により整備した1人1台端末等

1 弁済対象となる場合(ご家庭等で負担いただく場合)

- (1) 故意に(わざと)破損・故障又は利用不可となる状態にさせた場合
- (2) 紛失した場合
- (3) 児童生徒以外の者又はペット等が破損・故障させた場合
- (4) 適切な管理を明らかに怠ったことにより破損・故障させた場合
(雨天時に屋外で利用し雨水により故障したなど)
- (5) 著しい改造・汚れ等によって貸出時の状態への復旧が困難な場合
- (6) 上記(1)～(5)以外で、適切な教育活動から著しく逸脱した理由による破損・故障等
(持ち帰り時に学校の許可なく家庭外等で利用し、破損させたなど)

2 弁済対象とならない場合(ご家庭等の負担とならない場合)

- (1) 児童生徒が教育活動又は教育活動に付随する活動の中で過失により破損・故障させてしまった場合(学習中に誤って机上から落としてしまった、誤って水をこぼしてしまった、登下校中に水濡れや落下等で破損・故障させてしまったなど。)
- (2) 盗難された場合(警察への被害届の届け出が必要)

3 弁済対象となる場合の対応

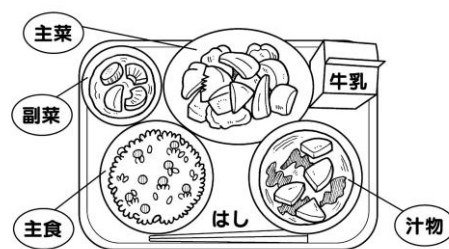
- (1) 端末及び付属品の種類によって必要な手続きが異なります。学校の案内に沿って修繕費用の弁済負担又は現物での弁済をお願いします。
- (2) 修繕費用の弁済負担の場合、弁済額は修繕にかかった費用全額となります。現物での弁済の場合、学校の案内に沿ってご家庭等で現物を購入していただき、現物で学校に弁済をお願いします。
- (3) 破損・故障等発生時の状況と弁済について、学校が保護者に確認・相談することになりますので、ご協力をお願いします。

4 休校時等のご家庭等での利用時の注意点について

- (1) 水濡れや外からの衝撃に注意し、雨の日はビニール袋に入れて運ぶなど配慮をお願いします。
- (2) 紛失や盗難を防ぐため、学校から許可された場所以外に持ち出さないようにし、学習目的に限って利用してください。
- (3) ご家庭等で利用する場合は、身の回りの場所を整理したうえで丁寧に扱ってください。

令和5年4月 横浜市教育委員会

楽しい給食



① 給食時間(12:15~13:00)【月曜日は12:30~13:15】

50分間を4つの時間帯に分けています。

- ・準備(15分)・・・当番児童の身支度、食卓作り、運搬、配膳
- ・食事(20分)・・・友達と楽しく会食する。好き嫌いせず、よくかんで食べる。
- ・食休み、片付け(10分)・・・食後は静かに休む。みんなで協力して後片付けをする。

② 給食の内容

○米飯

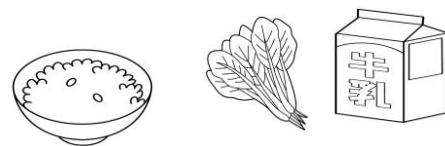
- ・原則週3.5回です。(3回の週と4回の週が交互にあります)
- ・ごはん(精白米100%)、胚芽ごはん(胚芽米100%)、麦ごはん(麦10%と精白米90%)、赤飯、茶飯(しょうゆ味)、酢飯、ターメリックライス等の種類があります。

○パン

- ・原則週1.5回です。(1回の週と2回の週が交互にあります)
- ・食パン、胚芽パン、ロールパン、ソフトフランスパン、チーズパン、黒パン、ぶどうパン等の種類があります。揚げパンは、学校で揚げて砂糖やきな粉をまぶしています。

○牛乳

- ・原則として毎日あります。
- その他にははっこう乳、麦茶、ヨーグルト等があります。



○おかず

- ・季節の食品を使い、いろいろな調理法の献立を取り入れています。
- ・季節の果物、デザート等も組み合わせています。



③ 給食指導

給食では、食事のマナー、楽しい食事の雰囲気作りを大切にしていきますので、ご家庭でもご協力ください。

- ・食前の手洗いをする。
- ・決められた時間内に食べる。
- ・正しい姿勢で食べる。
- ・好き嫌いを直す努力をする。
- ・「いただきます」「ごちそうさま」の挨拶がはっきり言える。

④ その他

特定の食品に「アレルギー反応を起こす」、また「食事制限を必要とする」「病気にかかっている」「極端な偏食がある」など、ご心配なことがありましたら、担任を通して栄養教諭にご相談ください。食物アレルギーについては、毎年調査票を配布しており、これに記入して提出していただいています。食物アレルギーのために除去食・代替食等の対応を希望される場合は、医師が記入した「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を提出していただく必要があります。

保健関係

(1) 朝の健康観察について

・登校前に必ず健康観察を行ってください。次のような症状が見られる場合は、学校を休ませ、適切な処置をお願いします。

・朝から体温が37℃以上あるとき ・下痢をしたり吐いたりしているとき
・からだに発疹が出ているとき ・強い痛みを訴えているとき など

・朝の過ごし方により、登校後の一日を楽しく過ごせるかどうかが変わってきます。余裕をもって、笑顔で送り出すようお願いします。

(2) 保健室について

◇ 学校で体調が悪くなった場合

熱があるときや体調不良で学校生活に参加できない場合には、児童保健調査票・児童票にご記入いただいた連絡先へ連絡します。長い時間家を留守にする場合は、携帯電話の着信をご確認ください。

◇ 登下校中

けがや事故があった場合はご家庭に連絡します。けがの程度によっては病院へ行き、診察を受けることもあります。緊急連絡先を明確にしておいてください。また、ご家庭で医療機関にかかった場合は、「日本スポーツ振興センター」(災害共済給付制度)への手続きがありますので、学校にお知らせください。

◇ 健康診断

身長や体重等の計測や、校医による検診等を行います。学校での健康診断は、発育の様子を見たり、疾病の疑いを選別するものです。結果は、「健康手帳」や「受診のおすすめ」でお知らせします。



(3) 児童保健調査票

お子さんの健康状態を知る資料として、児童保健調査票にご記入いただき、健康診断や健康管理、緊急時の対応の資料として役立てています。なお、学校生活上、特に配慮を必要とするお子さんには、内容に応じて主治医の指示書または、生活管理指導表を提出していただくことがありますので、ご協力ください。

(4) 健康手帳について

お子さんの小学校6年間の成長の様子や健康状態の記録です。保健学習に役立てるなど、年間を通して使用しています。通常、学校で保管していますが、お子さんが持ち帰ったときにはご確認ください。

(5) 学校医・学校薬剤師紹介

内科校医 石井 真理先生 (高島町しらゆり内科クリニック)
耳鼻科校医 廣島屋 孝先生 (広島耳鼻咽喉科)
眼科校医 大高 功先生 (横浜相鉄ビル眼科医院)
歯科校医 妹尾 明寛先生 (浅間台歯科医院)
学校薬剤師 井上 和子先生

(6) 欠席・遅刻・早退・出席停止について

- ・欠席・遅刻の際は、必ず学校に連絡してください。なお、電話回線が2回線しかないため、やむを得ない場合を除き、すぐーるでの連絡にご協力ください。
- ・遅刻・早退の場合は、事故防止のため、保護者またはそれに代わる方の送り迎えをお願いします。
- ・次の表の病気の場合は、学校感染症として出席停止になり、医師に許可されるまで登校できません(欠席扱いにはなりません)。登校再開後、健康手帳の最終ページ「病気を治しましょう」の記入欄に、保護者が記入の上、ご提出ください(医師のサインや診断書等は不要です)

	病 名
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 痘そう 急性灰白髄炎 南米出血熱 ジフテリア 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ 重傷急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) 百日咳 麻疹 風疹 流行性耳下腺炎 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 新型コロナウイルス感染症
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス その他の伝染病

病気を治しましょう

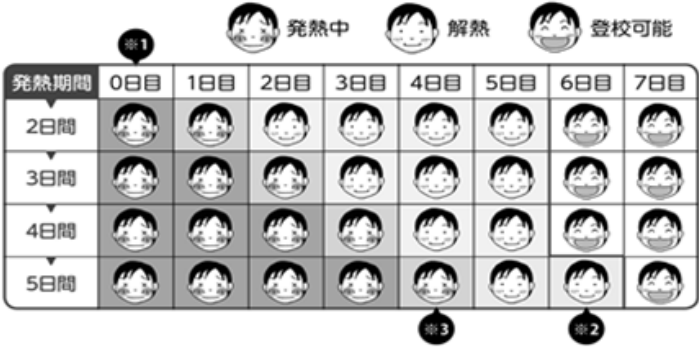
学年	病名	治療期間 (出席停止期間)	指示された事項 (医療機関名)	サインまたは印 (保護者 先生 学校)
		年 月 日 ~ 年 月 日		
		年 月 日 ~ 年 月 日		
		年 月 日 ~ 年 月 日		
		年 月 日 ~ 年 月 日		
		年 月 日 ~ 年 月 日		
		年 月 日 ~ 年 月 日		
		年 月 日 ~ 年 月 日		
		年 月 日 ~ 年 月 日		
		年 月 日 ~ 年 月 日		
		年 月 日 ~ 年 月 日		
		年 月 日 ~ 年 月 日		
		年 月 日 ~ 年 月 日		

保護者の方が御記入ください。
診断書や医師による証明書等は必要ありません。



H30年度以降はこの表紙の健康手帳です。

原則 発症後、5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで出席停止です。



インフルエンザの出席停止期間
 ※1発症日翌日を1日目とする
 ※2発熱から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校不可
 ※3表中の「発熱期間」の最後の日を解熱したとします

(7) エチケット袋について

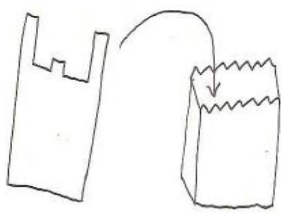
集団感染予防と子どもの安心のため、エチケット袋を用意していただきたいと思います。

エチケット袋は、ビニール袋に紙袋を入れたものですが、「中身が見えない、耐水性のある袋」であれば、飛行機でもらうエチケット袋や色付ビニール袋でも構いません。常時、お子さんの机の中に入れて、すぐ使えるようにします。ご協力をお願いします。

【エチケット袋の作り方の例】

●材料： ビニール袋(1枚)、輪ゴム(1本)、紙袋(1枚)、ホチキス

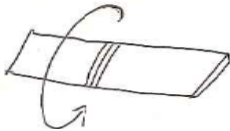
①ビニール袋を紙袋の中に入れる



②ビニール袋と紙袋と輪ゴムをホチキスでとめる



③紙袋の底から折りたたみ、輪ゴムでとめる



袋の表面に、
学年・組・出席番号を
(例:2-1-15)
お書きください。
※名前の記載はなし

転出・転居の手続きについて

○学区内での転居の場合

- ・転居することが分かったら、担任へご連絡ください。保護者から学校への提出書類はありませんが、新住所（電話番号や保護者の変更を伴う場合は併せて）をお知らせください。
- ・転居前の登校班のPTA校外委員の方へもご連絡ください。

○学区外への転出の場合

- ・転出することが分かったら、早めに担任へご連絡ください。保護者の方にご記入いただく書類や、会計処理があります。
- ・転出前の登校班のPTA校外委員の方へもご連絡ください。

①学校より**転学・退学届出書**をお渡しします。必要事項を記入の上、学校へご提出ください。

②原則として、最終登校日に保護者の方へ直接、書類等をお渡しします。

（ご来校の日時を担任と調整ください。）

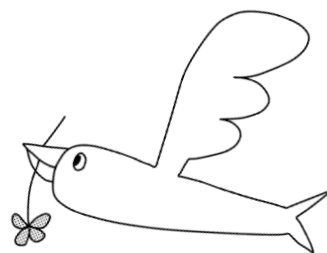
↓
◇在学証明書 ◇教科用図書給与証明書
◇その他、書類・物品（健康手帳、保健調査票など）

また、学習用具等も持ち帰ります。

※この日までに、学校納入金等の会計処理についての確認も行います。

③区役所にて、お渡しした書類で転出手続き（住民票の異動）をしてください。

★国外への転出の場合、手続きが異なる部分があります。早めに学校へお知らせください。



ようほぞん かくしゆ けいほう はつれいおよ さいがいほっせいじ じどう あんぜんかくほ
要保存 各種〈警報〉発令及び災害発生時における児童の安全確保について

R8年度版

横浜市立宮谷小学校

	警報・注意報発令状況	保護者の対応	学校の対応	
			授業等の扱い	給食
登校前	朝6時の段階で 「暴風警報」「大雪警報」 「暴風雪警報」「特別警報」 「降灰予報」	登校させない。	休校 ※学校からの連絡なし ※欠席にならない	中止
	それ以外の警報や注意報	保護者の責任のもとで登校上安全と判断した場合に登校させる。	原則として通常授業 ※学校からの連絡なし ※欠席や遅刻にならない	通常通り
	「大規模地震発生」 震度5強以上 「大津波警報発令」 「警戒宣言発令」	登校させない。 震度5強以上 横浜市のいずれかで観測 →当日・翌日は原則休み	休校 ※学校からの連絡なし ※欠席にならない	中止
登校中	「暴風警報」「大雪警報」 「暴風雪警報」「特別警報」 「降灰予報」	・学校へ児童を引き取りに行く。 ※引き取りは、「児童票」に名前のある方のみ ・家庭で受け入れ体制をとる。	状況によって授業を打ち切り、メールで連絡。 ・保護者による引き取り ・一斉下校	状況を見ながら対応
	それ以外の警報や注意報		状況によって授業を打ち切り、メールで連絡。 ・一斉下校 ・通常下校	状況を見ながら対応
登校後	「大規模地震発生」 震度5強以上 「警戒宣言発令」 「東海地震注意報」	すみやかに学校へ児童を迎えに行き、引き取る。 ※引き取りは、「児童票」に名前のある方のみ	授業を打ち切る。 ※学校からの連絡なし	中止
	「大津波警報発令」	避難場所（①校内②三ツ沢公園の運動広場）に児童を迎えに行き、引き取る。	メールや校門への表示などで避難場所を知らせて、避難する。	

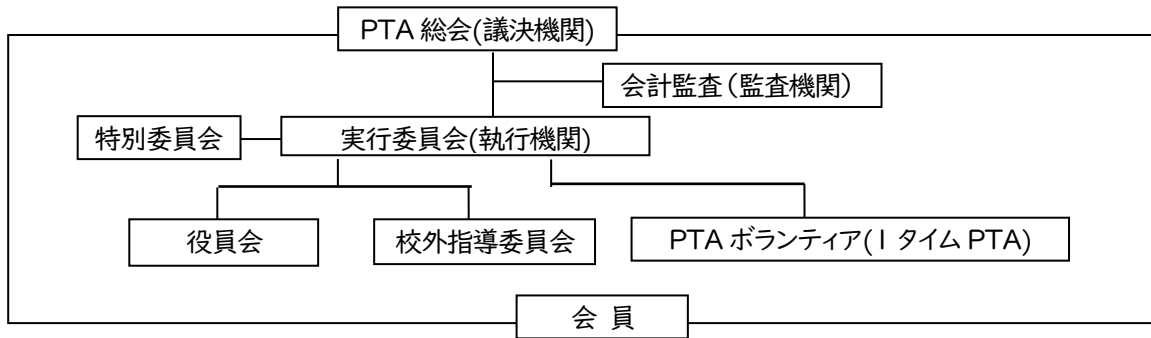
- 午前6時の時点で暴風警報・大雪警報・暴風雪警報・特別警報が出ている場合は休校となります。途中で警報が解除された場合もそのまま休校となります。
- I：保護者の方はインターネット、テレビ・ラジオ等の正確な情報を収集し、このプリントに従って対応してください。なお、緊急時の電話連絡は混乱の原因となりますので、御遠慮くださいますようお願いいたします。
- II：テレビ・ラジオで警報発令の状況が分かりにくいことも考えられます。横浜市防災情報 <http://www.city.yokohama.jp/cgi/bousai/yokohama/top.cgi> などのホームページ等も参考にしてください。
- III：大津波警報発令時にメール配信までに時間がかかる場合がありますので、御了承願います。
- IV：津波警報発令時の避難場所は ①本校3階以上 ②三ツ沢公園の運動広場です。

横浜市立宮谷小学校PTA活動

1 PTA活動の目的、会員

- ・この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童・青少年の幸福な成長をはかることを目的とする。
- ・この会は、宮谷小学校に在籍する児童の保護者および、教職員をもって構成する。
- ・会員は、1家庭、月額400円(令和7年5月1日現在)の会費を納める。

2 PTA組織



令和7年度も、「無理なく・できる範囲で・楽しく活動できる PTA」を目指して取り組みます。
PTA 規約を変えず試行期間として挑戦し、PTA 活動が成功した場合、令和5年度より規約改正をします。
詳細は、学校ホームページ掲載の「PTAのしおり」や、PTA 実行委員会発行の「PTA だより」をご参照ください。

みやがや応援隊

1 みやがや応援隊とは

「だれもが安心して豊かな学校生活を送ることができるよう、学校・家庭・地域が一体となって、子どもの教育活動にあたる」ことを目的とし、学校の教育活動の補助、支援及び児童の安全のために活動する保護者・地域のボランティアのことをいいます。

2 みやがや応援隊の組織

校内に事務局を置き、学校地域コーディネーターが活動を紹介したり、学校とボランティアをつないだりします。

3 みやがや応援隊員の資格

みやがや応援隊員(学校教育ボランティア)は、次に掲げるすべての条件を満たす方に、学校長が委嘱します。

- (1) 学校における教育活動に関与するのに適した18歳以上の地域の方・保護者
- (2) 学校教育活動を理解し、教職員や学校関係者との意思疎通が良好に図れること
- (3) ボランティア活動を円滑に行う資質や能力を有していること
- (4) 法令や社会のルールを遵守できること
- (5) 健康上の懸念がないこと
- (6) 個人情報や活動上知り得た情報については、他に漏らさないこと
- (7) 活動中の児童の事故や判断の必要な場合は、教職員に報告し指示を仰ぐこと



4 登録の手続き

- (1) 学校教育活動にかかわるボランティア活動の必要性を生じたときには、事務局から募集をします。
- (2) 登録は年度途中でも随時受け付けます。



5 活動内容

学校行事ボランティア …低学年を中心に遠足や町探検の付き添い、学校行事の安全見守り等のサポートをします。

YICAボランティア …英語活動(YICA)の時間の補助をします。

学習補助ボランティア …1年生のスタートカリキュラムの支援や、1.2年生の図工の授業のサポートをします。
※1.2年生の遠足や町探検の付き添い、5.6年生のミシン授業のサポートをする時もあります。子供たちからはスマイル先生と呼ばれています。

読み聞かせボランティア …朝の読み聞かせを担当します。

図書室環境ボランティア …図書室をきれいに飾り付けたり、本の修繕をしたりします。イベント用の本のしおりも作成しています。

学校環境ボランティア …両昇降口の壁面の飾りを作成します。

フラワーボランティア …学校の花壇を整え、季節ごとのお花の苗を植えます。新一年生ヘジャガイモ掘りのプレゼントなど野菜作りも行います。

クラブボランティア …今年度の募集はありません。

登下校ボランティア・わんわんパトロール・りんりんパトロール・ちよいボラ見守り隊

- …子どもたちの登下校の見守りをします。・登下校ボランティア…通学路の信号、横断歩道等での見守り
- ・ワンワンパトロール…ペットの散歩をしながらの見守り
- ・ちよいボラ…家の前に立っての見守り



土曜わいわいタイムボランティア

…土曜日の午前中、理科実験や工作など、普段なかなかできない体験を提供します。
今年度で最後の活動になります。

いきものボランティア …今年度はうさぎがない為、募集はしません。

米づくりボランティア …今年度は活動がないため、募集はしません。

★ボランティアの登録は、年度ごとに行います。詳細については、学校(副校長)にお尋ねください。

宮谷小学校放課後キッズクラブ

■放課後キッズクラブとは

保護者の就労の有無、児童の障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちにとって「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた、安全で快適な放課後の居場所を提供する、横浜市の事業です。

■宮谷小学校放課後キッズクラブ

宮谷小放課後キッズクラブは、公益財団法人よこはまユースが管理・運営をおこなっています。
小学校とは別の事業になりますので、お問い合わせやご連絡は直接キッズクラブへお願いいたします。

宮谷小学校放課後キッズクラブ

- ・連絡先 〒220-0006
横浜市西区宮ヶ谷6-7 宮谷小学校内
TEL/FAX 045-313-6108
E-mail miyagaya-kids@image.ocn.ne.jp
- ・開設時間：平日 放課後 ~19:00
土曜 8:30~19:00 (場合により 17:00)
学校休業日 8:00~19:00
※平日、土曜・長期休業日ともに、16:00以降は有料
- ・閉所日：日曜日・祝日・年末年始(12/29~1/3)

公益財団法人 よこはまユース

キッズ運営課 TEL 045-662-7646 FAX 045-662-7645

横浜市こども青少年局

放課後児童育成課 TEL 045-671-4068 FAX 045-663-1926
(平日 8:45~17:15)

■宮谷小キッズクラブの場所

